

インターネット端末利用営業を営む各事業者の皆様へ

～違反状況の認識と絶無に向けて～

最近の条例違反の概要と注意点です。違反の絶無に向けた取り組みを徹底してください。

平成28年10月現在



<8月発生>

インターネットに接続できる端末を、コミック検索用として誰でも自由に使用できるように設置していた。

【本人確認義務違反、本人確認記録の作成・保存義務違反】

注意点

端末がインターネットに接続できる場合は本人確認の義務が生じ、通信端末機器特定記録の保存が必要となります。

通路上等に「コミック検索」や「まんが検索」等の名称で、蔵書の位置等を検索する端末を設置する場合には、蔵書の検索のみに特化するように設定し、ウェブサイトの閲覧等ができないようにしてください。

届出書類における端末台数の計上方法について

- 上記のような検索機能に特化したコミック検索用端末や、店舗の売上げ管理用端末など、顧客にインターネット利用目的で提供しない端末については、各種届出書類上の「通信端末機器の台数」には計上しないでください。
- 通常顧客に提供する端末であれば、個室・オープン席の種別や、パソコン・タブレット等の機種を問わず、全て計上してください。



悪質な違反や指示処分違反は営業停止処分となるおそれがあります。

- ☞ アルバイトを含む全従業員に対し違反の現状を認識させる
- ☞ 違反防止に関し従業員全員の意識の向上を図る
- ☞ 本資料や営業のしおりなど警察発行物を社内で活用する

などの取り組みを実施し、条例遵守に努めてください。